

大学における「性同一性障害」のある学生への合理的配慮の検討

新本万里子¹⁾, 山本 幹雄¹⁾, 坂本 晶子¹⁾, 山崎 恵里¹⁾
服巻 豊^{1,2)}, 吉原 正治³⁾

キーワード：性同一性障害, 合理的配慮, 制度的整備

Study of reasonable accommodation to students with “gender identity disorder” at university

Mariko SHINMOTO¹⁾, Mikio YAMAMOTO¹⁾, Akiko SAKAMOTO¹⁾, Eri YAMASAKI¹⁾
Yutaka HARAMAKI^{1,2)}, Masaharu YOSHIHARA³⁾

Key Words: gender identity disorder, reasonable accommodation, institutional improvement

I. はじめに

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）」の施行により、国立大学には、障害のある学生への合理的配慮の提供が義務付けられている。

障害者差別解消法では、障害者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義している。さらに日本国政府は、基本方針の中で次のように言及している。「障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）のみに起因

するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる『社会モデル』の考え方を踏まえている。したがって、法が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。」¹⁾ 障害の有無の境界は曖昧であり、個別の大学における合理的配慮の対象学生は、事案毎に検討する必要がある、社会的障壁に関連づけうる何かしらの医療的エビデンスを持つ学生全般が対象となるものと考えられる。

従来、大学が支援する障害のある学生の障害の内容は、いわゆる身体障害が中心であったが、近年は、発達障害を含む精神障害のある学生の支援需要が顕著に増大しており、障害の内容も多様化している。

このような背景の中、「性同一性障害（Gender Identity Disorder）」のある学生に対する合理的配慮の在り方が注目されている。「性同一性障害」

1) アクセシビリティセンター

2) 教育学研究科

3) 保健管理センター

1) Accessibility Center

2) Graduate School of Education

3) Health Service Center

を障害として取り扱うか否かについては議論のあるところであり、その議論と、本稿で「性同一性障害」を対象とする理由については次節で整理する。ここでは、その議論を一旦保留するが、広島大学（以下、本学とする）では、修学上の明らかな社会的障壁があり、その背景に医療的診断が可能な症状や状態が継続してある場合には、支援の申し出を受理し合理的配慮を行っており、「性同一性障害」についても同様の対応を行っている。

文部科学省は、平成27年4月30日付で「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施について」という通達を、初等・中等教育を所管する教育委員会等に対して行った²⁾。さらに、翌28年4月には、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について（教職員向け）」という資料が、文部科学省から発出された³⁾。これを受けて、初等・中等教育を担う教育委員会や自治体は、教職員向けに対応方針をまとめた資料を作成するなど、対応を始めている。

初等・中等教育においては、「性同一性障害」のある児童・生徒に対する対応の標準化の動きが始まっているが、大学においては、個別の大学が独自に対応している現状がある。「性的マイノリティ」対応に関するガイドラインを設けるなど、「性同一性障害」のある学生の修学上の社会的障壁の軽減に資する取り組みを進める大学も増えてきている。

たとえば、筑波大学では、2015年に「LGBT等の学生・教職員への支援体制の検討」が開始され、2017年3月に「LGBT等に関する筑波大学の基本理念と対応ガイドライン」が制定された⁴⁾。名古屋大学では、2018年5月に「LGBT等に関する名古屋大学の基本理念と対応ガイドライン」が制定された⁵⁾。これらのガイドラインは、「性的マイノリティ」全般に対するものとして制定されている。

平成30年12月には、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）から「大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて」が発行された⁶⁾。この資料は、高等教育機関における「性的マイノリティ」である学生への対応に関す

る資料となっている。以上のように、初等・中等教育に始まった「性的マイノリティ」への対応は、高等教育にも広げられている。

「性的マイノリティ」への対応が高等教育にも広げられるようになった状況において、「性的マイノリティ」の中でも医療的エビデンスのある「性同一性障害」に焦点を絞って検討することにより、障害学生支援の俎上にこの議論を乗せ、合理的配慮という観点から考察することが本稿の目的である。

本学では、障害学生の支援体制における役割の中心は部局による支援であるが、専門的組織として保健管理センターとアクセシビリティセンターがある。保健管センターは、身体健康管理、メンタルヘルス相談、カウンセリング、学生相談などの心身支援を担い、アクセシビリティセンターは、教務的なスケジュール管理、授業の情報保障、人・機器の配備などの教務支援を担ってきた⁷⁾。大学での合理的配慮とは、「修学上必要な支援を行うが、均衡を失わない変更・調整で、過度の負担を課さないもの」である⁷⁾。合理的配慮に基づく障害学生の修学上の支援体制が、本学ではアクセシビリティセンターを中心に構築されてきた⁷⁻⁹⁾。

本稿では、次節で「性的マイノリティ」の中での「性同一性障害」の位置づけを示し、本稿の立場を示す。その上で、「性同一性障害」のある学生に対する合理的配慮として本学で実施・検討している内容と課題を整理するとともに、これを初等・中等教育機関への通達事項や日本学生支援機構の事例集と比較し、大学における「性同一性障害」のある学生への合理的配慮の検討を行う。

II. 合理的配慮の対象としての「性同一性障害」

現在、「性的マイノリティ」と位置づけられる人びとを指して、「LGBT」という用語がしばしば用いられる。「LGBT」は、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの英語の頭文字をとったものである。ただし、「性的マイノリティ」と位置づけられる人びとは、この4つのカテゴリーだけではなく、身体的性や性的指向、性自認の組み合わせによって多様である⁶⁾。身体

的性とは、男性（性染色体がXY）と女性（性染色体がXX）というヒトの生物学的かつ肉体的な区別を示す概念である。性的指向とは、恋愛や性愛がどのような対象に向くのかを示す概念である⁶⁾。性自認とは、自分の性別をどのように認識しているのか、性別についてどのようなアイデンティティをもっているのかを示す概念である⁶⁾。

上記の4つのカテゴリーのうち、「レズビアン」とは、性自認は女性で、性愛の対象が女性であり、「ゲイ」とは、性自認は男性で、性愛の対象が男性の同性愛者である。「バイセクシュアル」とは、性自認は男性または女性で、性愛の対象は女性と男性の両方という両性愛者である。「レズビアン」、「ゲイ」、「バイセクシュアル」が少数者なのは、その性的指向が多数派とは異なる故である。

「トランスジェンダー」とは、身体的性が男性であっても性自認が女性というように、身体的性と性自認が一致しない人を指す概念である。やや長くなるが、「トランスジェンダー」という用語と「性同一性障害」という用語の関係について、社会学者の吉野の文章を引用しておく。

「その（トランスジェンダーの）説明として、『出生時に割り振られたものと違う性で生きている／生きたいと思っているひと。性同一性障害も含まれる』というような文書を目にしたことがあるだろう。日本ではごく最近まで、『トランスジェンダー』よりも『性同一性障害』の知名度が高かった。いわゆる『心の性』と『身体の性』が食い違うのが『性同一性障害』であるという認識も普及している。ただ『出生時に割り振られた性別』で生きることには困難があっても、そう感じるすべてのひとが『性同一性障害』と診断される／診断されたいわけではない。『性同一性障害も含まれる』という一文は、『トランスジェンダー』の歴史的背景がもつ意味合いの広さを踏まえたものである。』¹⁰⁾

「性同一性障害」は、アメリカ精神医学会による精神疾患分類 DSM (Diagnostic and Statistical Manual) と、世界保健機関 (WHO) による国際疾病分類 ICD (International Classification of Diseases) によって規定されてきた。日本では、1996年に埼玉医科大学倫理委員会が『性転換治療の臨床的研

究』に関する審議経過と答申」を公表し、1997年に日本精神神経学会が「性同一性障害に関する答申と提言（ガイドライン初版）」を公表した^{10, 11)}。吉野によれば、「『身体の性別を変えたい』という欲求は『性同一性障害』という疾病として位置づけられ、健康上の問題がない身体にメスを入れるという倫理的問題が回避された』¹⁰⁾。

2003年7月には、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が成立し、以下の①～⑤の要件を満たした「性同一性障害者」は、戸籍の性別の変更が認められるようになった。その要件とは、「①二十歳以上であること、②現に婚姻をしていないこと、③現に未成年の子がいないこと、④生殖腺（せん）がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること、⑤その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること」である。

日本では出生の日を含めて14日以内に出生届書を提出することから、戸籍上の性別は、性器の形から判断された身体的性が記録されている。身体的性と性自認が一致しないことに悩み、性別を移行したいと考える人びとが、医療によって性器の外形を変え、「特例法」によって戸籍の性別を変更することが可能になった。

性社会文化史研究者の三橋によれば、「しかし、この頃から性別移行を望む人たちを性同一性障害とすることは『方便』ではなく、本質的に病理（精神疾患）であるとする考え方が広まっていく。『特例法』はそうした病理本質主義を前提とし対象を性同一性障害患者に限定していること、RLE (Real Life Experience = 望みの性別での社会生活経験) を軽視していることなど、成立当初から批判があった」¹¹⁾。実際に、性別変更のために診断書をとって「性同一性障害」になり、必ずしも望まない手術を受けるような本末転倒した事例が出現し、戸籍の性別変更をしたものの、望んだ性別での社会生活や就労に困難をきたし、自殺に至るような事例もでてきた^{10, 11)}。「特例法」が招いた「過剰な病理化」「アンバランスな医療化」の弊害である¹¹⁾。

2013年に改訂されたDMS-5では、「Gender Identity Disorder (性同一性障害)」という診断名が消え、「Gender Dysphoria (性別違和)」に変更された¹⁰⁾。その後、2018年1月に日本精神神経学会の「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン(第4版改)」が一部改訂されたが、診断名は「性同一性障害」のままとなっている¹²⁾。2018年6月にはICD-11が発表され、その中で「Gender Identity Disorder (性同一性障害)」は精神疾患から外され、「Conditions related to sexual health」という分類の中の「Gender Incongruence」に入れられた¹³⁻¹⁴⁾。厚生労働省では、「Conditions related to sexual health」の仮訳として「性保健健康関連の病態」を、「Gender Incongruence」の仮訳として「性別不合」を示し、3年ほどかけて正式な和訳を検討するとしている¹⁵⁾。「性同一性障害」という診断名は、今後、使用されなくなると考えられる。

本学では、「『広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則』を定め、『障害学生』を、『身体等に障害があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、本人が支援を受けることを希望し、かつその必要性が認められたものをいう』」と定義している⁸⁾。その上で、「障害があることを示す客観的資料として、広島大学では、①障害者手帳の写し②医師の診断書③センター試験における受験特別処置決定通知書の写し、のいずれかの提出を原則としているが、①②③の提出ができない場合は、④医師の所見⑤出身高校教員の所見⑥本学のチューターの所見、等で代替する場合がある。」⁸⁾としている。「性同一性障害」においても同様の対応を行っている。

「性同一性障害」という診断名については、本節で述べたような状況にあり、病理本質主義を前提としていると批判されてきたことは承知しているが、高等教育の場で障害者支援の対象とされるためには、診断書という医療的エビデンスを必要としている。本稿では、身体的性と性自認が一致していない「トランスジェンダー」の中でも、医療的エビデンスがあるという点で、「性同一性障

害」があると診断された学生を合理的配慮の対象として扱う。本稿の対象を「性同一性障害」のある学生とすることによって、性的指向が少数派の人びとを合理的配慮の対象とするのかという問題については保留する。

「性同一性障害」については、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」で次のように定義されている。「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別(以下「他の性別」という。)であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。」以下、本稿でも「性同一性障害」という場合には、この定義に依拠する。

Ⅲ. 「性同一性障害」のある学生の修学上の社会的障壁の所在

「性同一性障害」のある学生が直面しうる修学上の社会的障壁について、本学アクセシビリティセンターが「性同一性障害」のある学生から受けた支援申請をもとに、1. 物理的障壁、2. 制度的障壁、3. 心理的障壁、4. 情報障壁に分類して整理する。アクセシビリティセンターは、障害のある学生への修学上の支援を行うために、次のようなプロセスを経て支援を行っている。まず、支援申請に基づいて支援の必要性についてアセスメントを行う。その上で、本人の必要と提供すべき支援内容を検討し、具体的な支援・配慮の内容を記載した「配慮願い」を障害学生本人から各部署の「支援委員」に送付し、「支援委員」から授業担当教員へその内容を周知してもらうという手順を踏まえている。近年、「性同一性障害」のある学生からアクセシビリティセンターへの支援申請があり、上記の手順で支援申請を進める過程で、「性同一性障害」のある学生がどのようなことに社会的障壁を感じているのか、どのような支援を必要としているのかが明らかになってきた。以下

は、その内容を整理したものである。

1. 物理的障壁

トイレ、更衣室、ロッカールーム、入浴施設、宿泊施設等、性別による利用者の限定がある設備の利用において、物理的障壁が生じる。入浴や宿泊に関しては、通常の授業を受講する上ではあまり問題にならないが、宿泊を要する学外実習等では問題となる可能性がある。

また、健康診断が行われる保健管理センターやその外に設置される巡回検診車は、時間帯によって、男性が受診できる場となったり、女性が受診できる場となったりする。これらも、性別による利用者の限定がある設備として整理しておきたい。

2. 制度的障壁

前述したように、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」では、性別の取扱いの変更について、5つの要件を戸籍の性別の変更のための条件として課している。その中で、①の二十歳以上であることという要件は、民法の改正に伴い18歳に引き下げられることとなるが、大学においては、20歳未満で入学する者が多いことから、「性同一性障害」と診断されていたとしても、性別変更が行われていない状況で入学するケースが多いものと考えられる。また年齢の条件をクリアしていたとしても、戸籍上の性別変更のためのハードルは高く、実際には、「性同一性障害」と診断されていないながら、戸籍上の性別変更はされていない状況で大学生活を送らざるを得ないケースが多いものと考えられる。

修学上又は教務上、性別により区分を行う必要がある場面・状況は存在する。また、一般に大学が発行する証明書においては、学籍簿上の氏名・性別と一致している必要があり、学籍簿上の氏名・性別は戸籍上の氏名・性別と一致している必要がある。このため、戸籍上の性別変更がなされていない場合、修学上も公的な取り扱いにおいては、本人が自認し希望する性別とは異なる取扱いを余儀なくされる場面が少なからず存在する。

「性同一性障害」のある学生が、戸籍上の性別

とは異なる自認する性別で学生生活を送ることを希望した場合の性別の取扱いについて、本学においても通称使用も含めて個別の検討事例はあるが、未だ制度化されていない現状がある。本学では、授業担当教員や教務を担当する職員は、学生情報システム上で当該学生の氏名と性別を確認することができる。性別の取扱いに関する検討の中で、学生情報システム上の性別を変更する案や、個別の教職員が、学生情報システム上で学生の性別を確認できないようにする案も検討されたが、教務上の影響が大きいこと、性別の取扱いについて配慮が必要な学生がいる場合に混乱を来す可能性があることから、現状ではこの案は見合せている。

現状では、戸籍と異なる性別に学籍簿の性別を変更することは困難であり、学籍簿上の性別を変更せずに通称使用も含め運用面に対応することが現実的であり、運用面での対応について制度化していくことが急務となっている。

3. 心理的障壁

「性同一性障害」のある学生は、男女分けが行われる場面に心理的障壁を感じている。たとえば、体育の授業において性別によってメニューが分かれていたり、体育の授業に限らなくても性別によってグループ分けをしたりする場面に、心理的障壁が生じる。

男性を「くん」づけで呼び、女性を「さん」づけで呼ぶという慣習も、心理的障壁となっている。とくに、生物学的な性別を秘匿して自認する性別で学生生活を送っている学生にとっては、男女分けが行われる場面は、秘匿している性別を他の学生に知られてしまいかねない場面となり、心理的障壁が生じる。

また、教員や学生による差別的な言動も、性同一性障害のある学生にとっては心理的障壁となる。性別とは男性か女性かのどちらか一方であり、身体的性と性自認が一致しているのが当たり前だという観念をもっている多数派にとっては、身体的性と性自認が一致していないという「性同一性障害」の状況や困難は理解しがたい。そのため、

差別的な言動をしてしまうことはあり得る。「性同一性障害」のある学生にとっては、この観念自体が心理的障壁となる。

4. 情報障壁

「性同一性障害」に関しては、情報アクセシビリティ上の顕著な障壁は生じないが、「性同一性障害」があることを周囲に伝えていない場合、情報の非対称性による情報障壁が生じる可能性がある。

たとえば、「性同一性障害」のある学生の中には、生物学的には女性であることを秘匿し、外見は性自認に従い男性として学生生活を送る場合がある。この場合、学生本人は、生物学的には女性であるという情報をもっているが、その学生に関わる教職員や他の学生はその情報をもっていない。

生物学的には女性であり性自認が男性の学生は、男子トイレに入ったとしても、中では個室を使用し、他の学生と並んで用を足すことを避けていると考えられる。また、更衣室に入ることを避けたり、合宿への参加を避けたりすることもあると考えられる。このような行動をとってれば、トイレや更衣室を使用している最中に他の学生から得られる情報や、合宿に参加することで得られる情報にアクセスできないという状況が生じうる。

「性同一性障害」のある学生は、性別を問われる設備や場面を避けるという行動から、秘匿していることを隠し切れなくなるということも考えられる。他の学生からみれば、性別が明らかな学生に対してならば話題にできることも、「性同一性障害」のあることを秘匿しようとしている学生に対しては話題にははいけないように思い、触れずに済ませるといったコミュニケーション上の問題も生じうる。同様のことは、教職員と「性同一性障害」のある学生の間にも生じうる。

さらに、教職員が情報をもっていない場合には、授業や学生生活上で配慮ができないということが起こる。学内で「性同一性障害」のある学生に対応することが難しいのはもちろん、実習などの学外での活動を行う場合、受け入れ先では対応できないということが起こり得る。支援する側は、学生が情報共有に合意するのか、合意した場合には

誰まで開示してよいかを確認しなければならない。「性同一性障害」があるということを開示しない場合には、教職員をはじめとして学生に関わる人びとが情報を持っていないということが情報障壁となる。

IV. 大学における修学上の社会的障壁に対する合理的配慮の検討

本節では、前節の整理に従って、文部科学省から全国の教育委員会に発出された資料³⁾と、日本学生支援機構が出している「障害のある学生への支援・配慮事例」¹⁶⁾を参照し、どのような合理的配慮が可能なのかを検討する。文部科学省から教育委員会に出された資料は初等・中等教育向けであり、日本学生支援機構の支援・配慮事例は、大学、短大、高等専門学校等で実践された取り組みの事例集である。以下、これらの2つの資料に言及する場合は、それぞれ「文部科学省資料」、「日本学生支援機構支援・配慮事例」と略して記述し、文献を示すための注は付けない。

1. 物理的障壁と合理的配慮

トイレの使用について「文部科学省資料」では、職員トイレや多目的トイレの使用が認められている。更衣室については、保健室や多目的トイレ等の使用が挙げられている。

これらの事例は、性別による利用者の限定がある設備という物理的障壁を、男女兼用の設備や個室の使用によって避けようとするものである。なお、上記の事例のうち職員用トイレについては大学には設置されていないため、以下の検討からは外して考える。

「日本学生支援機構支援・配慮事例」では、トイレの使用について、多目的トイレや身体障害者用トイレの使用が配慮事例として挙げられている。また、ロッカー室の使用については、生物学的には女性で性自認が男性の学生に、男性用ロッカーの使用が認められた事例が挙げられている。

多目的トイレや身体障害者用トイレの使用は、初等・中等教育の場における多目的トイレと同様に、男女兼用のトイレの使用を認めることによっ

て、物理的障壁を軽減しようという事例である。ただし、ここで注意したいのは、身体障害者のような男女兼用のトイレの利用者からは、男女を分けてほしいという要望もあるということである。多様な学生の使用を考慮すると、「性同一性障害」のある学生に男女兼用トイレの使用を認めるといった配慮が、他の学生への配慮と相容れない場合もある。また、ロッカーの使用についての事例は、「性同一性障害」のある学生に、自認する性別でのロッカーの使用が認められた事例である。この場合は、そのロッカーと一緒に使用する学生への影響も、事前に考慮されなければならないと考えられる。

そのためには、まず、利用者の性別を問う施設・設備を精査し、利用状況や整備状況について確認していく作業が必要である。確認された利用状況や設備状況をもとに、性別を問わない設備や男女兼用の設備の設置の是非や、設備の数、設置位置などを検討する必要がある。現実的には、設備を設置できるスペースや予算の問題もある。これらを考慮した上で、性別による利用者の限定のある施設・設備の配置を考え、地図化したものを作り、「性同一性障害」のある学生だけではなく、その他のすべての学生・教職員に配布することが、施設・設備の周知のためには有効なのではないだろうか。その地図の中には、「性同一性障害者」の利便性を優先した場合、その他の利用者にとっては不便を強いる施設も含まれるケースが出てくると考えられる。すべての学生の利便性を考えたユニバーサルデザインには限界がある。すべての学生の利便性を考慮・検討した上でも「性同一性障害」のある学生を優先した施設の設置が必要な場合は、その施設について、なぜそのような設置になっているのかを説明した地図やパンフレットを作り、理解を求めていかなければならないと考えられる。

宿泊施設や入浴施設については、「文部科学省資料」では、一人部屋の使用や入浴時間をずらすことが認められている。「日本学生支援機構支援・配慮事例」には、生物的には女性で自認する性別は男性の学生から、合宿中のシャワーの時間帯をずらすことや、部屋は男子部屋にしてほしいこと、

ホルモン注射を打つために医務室の借用を認めてほしいという要望などがあり、受け入れ先と学校側との交渉後、要望が受け入れられたという事例が掲載されている。この事例からは、合宿の計画段階で、事前に大学側が「性同一性障害」のある学生が含まれているという情報をもっており、かつ、合宿の受け入れ先に情報公開しても良いという当事者の合意を得ていたことがうかがえる。

この他、健康診断については、「日本学生支援機構構支援・配慮事例」で、自認する性の一番初めに受診できるようにするという配慮が行われている。

2. 制度的障壁と合理的配慮

「文部科学省資料」では、卒業証明書等の発行について、「指導要録の記載については学齢簿の記載に基づきつつ、卒業後に法に基づく戸籍上の変更を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないように適切に対応すること」となっている。また、通知表を含む校内文書を児童生徒が希望する呼称で記したり、自認する性別として名簿上扱うという配慮が挙げられている。

初等・中等教育の場合は、児童・生徒が在学中は、戸籍上の性別を変更できる年齢に達していない。学齢簿は戸籍上の性別と一致している必要があり、在学中に学齢簿に記載された性別を変更したいという希望には応えられないと考えられる。一方で、校内文書への呼称や性別の記載は、校内で検討・対応できると考えられる。しかし、内申書のように学外へ提出するものについては、戸籍との一致が必要になると考えられる。また、卒業後、成人年齢に達した後に卒業証明書が必要になった場合には、戸籍上の性別が変更されているか否かが確認事項となる。

「日本学生支援機構支援・配慮事例」には、性別記載についての事例はないが、通称名の使用について、学生証を通称名で記載した事例と、学籍簿上は本名とし名簿上は通称名とした事例がある。

大学生の場合、入学時は戸籍上の性別が学籍簿に記載されても、在学中に成人年齢に達するため、戸籍上の性別を変更した場合には、学籍簿上の性

別の変更も可能になる。しかし、現実には、前述したように特例法に基づく戸籍上の性別の変更は難しく、学籍簿上の性別の変更も難しい。「日本学生支援機構支援・配慮事例」で挙げられた事例から可能だと考えられるのは、学籍簿上の名前や性別は変更せずに、学内で使用する名簿やポータル上の名前や性別を変更することによって制度的障壁を軽減するという方法である。

したがって、現状では、学籍簿上の性別を変更せずに通称使用も含め運用面で対応することが現実的であり、運用面での対応について制度化していくことが急務である。運用面での対応について制度化していくためには、まず、性別変更や通称使用が教務や修学、また公的な証明書の発行においてどのような影響を及ぼすのか、変更に係る制限・制約を十分に検討しておく必要がある。

その上で、「性同一性障害」のある学生が自認する性別の学生として学生生活を送るために必要な手続きは何かを整理し、個々の手続きが行える部署がどこになるのかを定める必要がある。学内文書に変更後の性別と通称を記載するための手続きは、各文書や名簿、ポータルを通常扱っている部署で手続きを行えるようにするのが現実的なのではないかと考えられる。

ただし、「性同一性障害」のある学生が支援を必要としていることを申請するための窓口は、一か所にしておくのが情報集約の点から効率的なのではないかと考える。その窓口となる部署での申請受理、及び具体的対応のプロセスについては、本学アクセシビリティセンターで行っている障害のある学生のための支援申請制度が参考になるのではないかと考えられる。アクセシビリティセンターでは、障害のある学生からの配慮・調整・支援の申し出を受けて、配慮・調整・支援の必要性に関するアセスメントを行い、本人および関係者の合意形成を経て配慮・調整・支援の手配を行っている⁷⁻⁹⁾。

障害のある学生による配慮・調整・支援の申し出には、障害者手帳や医師の診断書のような客観的資料を必要とする。「性同一性障害」については、現段階では医師の診断書の提出を求めている。

アセスメントの段階では、「合格後相談」が行われる。「合格後相談」とは、障害学生の所属学部・大学院・専攻科が招集・開催するもので、本人、所属部局の支援委員、アクセシビリティセンターの教職員が原則出席し、必要に応じて、教養教育担当の支援委員および学生支援担当職員、保護者等が出席する⁷⁻⁹⁾。制度上は、必ずしも事前の相談を必要とせず⁷⁻⁹⁾、修学期間中いつでも申請は可能である。

アセスメントの内容を踏まえて、アクセシビリティセンターの助言と本人との合意のもとに「配慮願い」が作成され、「配慮願い」が本人から当該学部の支援員にメールで送付される。それを受け取った支援員は、授業担当教員や関係教職員にその内容を周知する⁷⁻⁹⁾。

以上は、アクセシビリティセンターで行っている障害のある学生のための支援制度のプロセスであるが、「性同一性障害」のある学生についても、このプロセスを適用できるのではないかと考えられる。「合格後相談」を行ったり、「配慮願い」を作成する上で、「性同一性障害」のある学生が学内文書等に記載する性別や名前の変更を必要としていることが明らかになった場合には、支援申請の窓口になっている部署から、各文書、名簿、ポータル上の性別と名前を変更する手続きを行っている部署に、学生の合意を得た上で連絡する制度を作ることができるのではないだろうか。現在、「配慮願い」については、学生がアクセシビリティセンターの教職員と相談しながら作成し、自身で各部局の「支援員」に送付している。各文書に関する具体的な手続きを行う部署に対しても、同様に学生自身が支援窓口の教職員と一緒に「配慮願い」に相当するものを作成し、送付することも可能ではないかと考えられる。

3. 心理的障壁と合理的配慮

体育の授業での男女分けについては、「文部科学省資料」で、性同一性障害のある生徒に対して別メニューを設定するという支援が挙げられている。水泳については、戸籍上は男性の生徒に上半身が隠れる水着の着用を認め、補習として別日に

実施、またはレポート提出で代替することを認めている。また、運動部の活動については、自認する性別に係る活動への参加を認めている。別メニューを設定したり、時間帯をずらしたりするという方法がとられているほか、運動部の活動については自認する性別に係る活動への参加が認められている。

「日本学生支援機構支援・配慮事例」には体育の授業についての配慮事例は掲載されておらず、初等・中等教育の現場に準ずる配慮が行われているのではないかと推定する。体育の授業に限らず、男女分けをする場面が他の授業でもであると想定した場合、当該学生についての情報が事前に担当教官に知らされていないと、適切な配慮が行われない可能性が高い。

授業で出席をとったり学生に呼びかけたりするときに、男性には「くん」づけ、女性には「さん」づけをするという慣行への合理的配慮の事例は、「文部科学省資料」にも「日本学生支援機構支援・配慮事例」にも見いだせない。

差別的言動については、「文部科学省資料」には、「いじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、不安や悩みを抱える児童生徒に対する支援の土台となること」や「教職員自身が性同一性障害や『性的マイノリティ』全般についての心ない言動を慎むこと」が相談体制の充実として記載されている。差別的言動への対応については、当該学生に対して行われる支援や配慮というよりも、人権の問題として、教職員に対する啓発という形で、FD (Faculty Development) やSD (Staff Development) を行うことが必要とされる。

差別的言動については人権の問題になり、制度的整備で対応することは難しい。しかし、体育の授業など男女分けを必要とする場面への対応や、「さん」づけ、「くん」づけへの対応は、前節で参照したアクセシビリティセンターの支援申請から実施までのプロセスで、ある程度対応ができるのではないかと考えられる。具体的には、「配慮願ひ」の作成までに、アクセシビリティセンターのような支援申請の窓口となる部署の教職員が、「性同

一性障害」のある学生から、授業担当教員にどのように扱ってほしいと考えているのかを聞き取る。本人の合意を得られれば、その内容を「配慮願ひ」を通して授業担当教員等へ伝え、合理的配慮を実施してもらうことが可能となると考えられる。ただし、体育をはじめとして男女の区別をこれまでしてきた授業の担当教員には、「性同一性障害」のある学生への対応を受け入れてもらわねばならず、負担を増やすことになる。各授業担当者の理解や協力が必要になる。

4. 情報障壁と合理的配慮

「性同一性障害」のあることを秘匿して生活している学生が、性別を問われるような施設や場面を避けることによって、アクセスしにくくなる情報があるということに対しては、「文部科学省資料」の中にも「日本学生支援機構支援・配慮事例」の中にも、記載を見出すことはできない。学生が「性同一性障害」のあることを秘匿し、教職員や他の学生が情報をもっていない場合、合理的配慮の対象とさえなりえない。秘匿しておくことの不利益をパンフレットなどに記載し、まずは相談窓口に申請することで配慮の対象となりえること、本人の同意なしに情報を公開することはないことなどを知らせる必要があると考えられる。

情報共有については、「文部科学省資料」に次のような記載がある。「教職員等における情報共有に当たっては、児童生徒が自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の中で情報共有しチームで対応することは欠かさないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、対応を進めること。」

また、「日本学生支援機構支援・配慮事例」には、必要に応じて関係教職員に性同一性障害であることを伝え、配慮を行った事例が挙げられている。この事例では、入学後に本人と担任が協議し、クラスメイトや所属教育組織の会議でも情報を開示して配慮を求めている。この他、合宿について受

け入れ先と大学側との交渉が行われた事例からは、大学と学生間で、事前に情報開示についての話し合いがもたれたものと推定される。

以上の情報障壁の問題についても、前々節で検討した障害学生支援の申請から実施までのプロセスの中に組み込んでいくことが出来ると考えられる。アセスメントから合意形成に至るまでのプロセスの中で、「性同一性障害」のあることを教職員等にある程度開示した方が、修学上の困難を軽減できるのではないかとということを学生に説明し、どこまで情報を開示してよいのか、どのような範囲の関係者で情報を共有してよいのか話し合い、合意形成を行うことが必要であると考えられる。そのプロセスを経て、授業担当教員等に「性同一性障害」のあることを「配慮願い」を通して開示し、情報を共有することができれば、合理的配慮の対象とすることができると考えられる。また、学外の施設を利用する場合には、学内の担当者を通じて学外の施設の担当者へ「配慮願い」に相当するものを送付し、事前に対応を検討するなどの連携も可能になるものと考えられる。

V. おわりに

本稿では、大学という場が多様な学生の修学の間であることを想定した場合、合理的配慮という観点から「性同一性障害」のある学生にどのような対応が可能となるのかを検討してきた。

そして、すべての学生の利便性を考えたユニバーサルデザインには限界があることを述べ、「性同一性障害」のある学生の利便性を優先した場合の他の学生への説明を検討した。また、制度的整備が必要であることを明らかにし、学内的な文書については性別と名前の記載について、どの部署にいれば具体的な手続きができるのかを整理しなければならないことを述べた。また、個々の部署に具体的な手続きに行く前段階として、支援申請を行うこと、その支援申請の窓口は一か所に集約されていることが効率的だと考えられることを述べた。その支援のプロセスには、アクセシビリティセンターが行っている障害のある学生のための支援申請のプロセスが有効な参照点となることを明

らかにした。

最後に、本稿は、「性的マイノリティ」の中でも「性同一性障害」のある学生に絞って考察してきたために残された課題もある。そのことについて述べておきたい。「性同一性障害」があると診断されていない「トランスジェンダー」の人びとにもこの制度的な支援を広げる必要があるのかが検討されねばならず、支援の枠組みに入れるようになった場合には、診断書に準ずるものをどう整えるのが重要な課題になると考えられる。さらに、本稿では、性的指向のゆえに少数派である人びとについては検討していない。性的指向の問題は、身体的性と性自認のずれの問題よりもより人権問題に結びつきやすく、本学では、アクセシビリティセンターよりもダイバーシティ研究センターやハラスメント相談室がより具体的に関わっている。性的指向のゆえに少数者である人びとについても障害学生支援の枠組みを適用することが妥当なのか否かについては、慎重な議論が必要だと考えられる。

文献

- 1) 内閣府：障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針，平成27年2月24日閣議決定，2015.
- 2) 文部科学省：性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について，平成27年4月30日，27文科初児生第3号，2015.
- 3) 文部科学省：性同一性障害や性的指向・性自認に関わる，児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について（教職員向け），平成28年4月，2016.
- 4) 国立大学法人筑波大学 ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター：LGBT等に関する筑波大学の基本理念と対応ガイドライン，2017.
- 5) 国立大学法人名古屋大学：LGBT等に関する名古屋大学の基本理念と対応ガイドライン，2018.
- 6) 独立行政法人日本学生支援機構：大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増

- 進にむけて、教職員向け 理解・啓発資料，平成30年12月，2018.
- 7) 吉原正治，岡本百合，内野悌司，他：障がい学生支援における合理的配慮の調整過程に関する考察，総合保健科学，32：25-29，2016.
- 8) 山本幹雄，岡田菜穂子，山崎恵理，他：大学における障害のある学生への合理的支援とその課題ー広島大学の事例からー，総合保健科学，31：49-59，2015.
- 9) 山本幹雄，坂本晶子，佐野（藤田）眞理子，吉原正治：高等教育における障害のある学生に対する合理的配慮のコーディネートに関する考察，総合保健科学，33：61-69，2017.
- 10) 吉野靱：砦を去ることなかれ 繰り返し，忘れぬ爪痕に抗して，現代思想10月号，43(16)：156-167，2015.
- 11) 三橋順子：日本トランスジェンダー小史 先達たちの歩みをたどる，現代思想10月号，43(16)：218-230.
- 12) 日本精神神経学会：性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン（第4版改），2018.
- 13) 厚生労働省：国際疾病分類の第11回改訂版（ICD-11）が公表されました～世界保健機関（WHO）による約30年ぶりの改訂～，平成30年6月18日，2018.
- 14) World Health Organization: ICD-11, International Classification of Diseases 11th Revision, The global standard for diagnostic health information, <https://icd.who.int/>
- 15) 毎日新聞：2018（平成30）年6月20日，28面，2018.
- 16) 独立行政法人日本学生支援機構：障害のある学生への支援・配慮事例（精神障害，平成27年4月，2015.